

広島県指定構造計算適合性判定機関募集要領

1 募集の目的

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項により広島県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）を次のとおり募集します。

2 募集業務の概要

(1) 業務内容及び指定区分

法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用する法第6条5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（同一の建築確認申請の別棟で延べ面積1,000㎡以下の建築物を含む。）の判定を実施する判定機関の指定を行います。

(2) 業務開始日

平成24年6月1日（金）（更新申請の場合は、業務開始日から既指定期間の満了の日までは、構造計算適合性判定機関の業務規程の変更認可により対応します。）

(3) 指定の有効期間

指定の日から5年間。（更新申請の場合は、指定の満了の日の翌日から5年間。）

3 申請資格及び指定基準

(1) 申請資格

申請者は次のいずれにも該当する者としてします。

- ① 判定機関として指定を受けようとする者であること。
- ② 法第77条の35の3に定める欠格条項に該当しない者であること。

(2) 指定基準

法第77条の35の4に定める指定の基準の他、以下の要件が全て備わっている者としてします。

- ① 広島県全域を業務区域とすること。
- ② 原則として、延べ面積1,000㎡超の建築物（同一の建築確認申請の別棟で延べ面積1,000㎡以下の建築物を含む。）の全ての判定を行うことができること。
- ③ 広島県内で建築される建築物について、主たる判定の業務を行う事務所を業務開始日までに広島県内に置くこと。
- ④ 法第77条の18に基づく指定を受けた指定確認検査機関に該当し、かつ、その業務区域が広島県の区域を含む場合にあつては、平成19年5月15日付け国住指第281号住宅局長通知「指定構造計算適合性判定機関の指定について」別添第6に規定する監視委員会を業務開始日までに設置すること。
- ⑤ 広島県指定構造計算適合性判定機関指定基準に適合すること。（延べ面積1,000㎡超の建築物（同一の建築確認申請の別棟で延べ面積1,000㎡以下の建築物を含む。）については、指定基準第3条ただし書は適用しない。）
- ⑥ 広島県内の判定業務を行うに当たり、判定の種別ごとの件数は表1の数値を用い、判定員の必要人員の要件を満たしていること。

- ⑦ 複数の都道府県の指定を受ける場合には、機関全体の判定の種別ごとの件数による判定員の必要人員の要件を満たしていること。

表 1

判定に係る 建築物の規模	判定の種別	判定件数
延べ床面積 1,000 m ² 以下	認定プログラムを使用した判定	0
	認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定	7 2
延べ床面積 1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	認定プログラムを使用した判定	1
	認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定	9 8
延べ床面積 2,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	認定プログラムを使用した判定	0
	認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定	1 4 2
延べ床面積 10,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	認定プログラムを使用した判定	0
	認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定	1 2
延べ床面積 50,000 m ² 超	認定プログラムを使用した判定	0
	認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定	1

※件数は、平成22年度の広島県内の判定実績件数です。(同一申請の別棟で延べ床面積が1,000 m²以下の建築物を含んでいます。)

4 申請受付期間

公告の日から平成24年2月29日(水)まで

(土、日、祝日を除く9時から12時、13時から17時まで)

なお、郵送の場合は、平成24年2月29日(水)午後5時まで必着とします。

5 申請の際に提出すべき書類

下記の書類を1部提出してください。

- (1) 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)に規定する申請書及び添付図書

- ① 指定構造計算適合性判定機関指定申請書(機関省令第10号の2様式)
- ② 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び賃借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で、判定業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- ⑤ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ⑥ 申請者が法人である場合においては、役員又は表2において法人の種類ごとに、それぞれ掲げる構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

表2

法人の区分	構成員
ア 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人	社員
イ 会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項の持分会社	社員
ウ 会社法第2条第1号の株式会社	株主（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する者に限る。）
エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合	組合員
オ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会	直接又は間接にこれらを構成する者
カ その他の法人	当該法人に応じてア～カに掲げる者に類するもの

- ⑦ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ⑧ 事務所の所在地を記載した書類
 - ⑨ 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の35の3第1号（民法の一部を改正する法律附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年後見人及び被保佐人を除く。）及び第2号に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - ⑩ 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の35の3第1号に規定する成年後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書
 - ⑪ 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
 - ⑫ 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ⑬ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ⑭ 構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を記載した書類
 - ⑮ 申請する者の親会社等について、前各号（④、⑤、⑫及び⑭を除く。）に掲げる書類（この場合において、⑥及び⑨から⑪までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）
 - ⑯ その他参考となる事項を記載した書類
- (2) その他知事が必要と認める書類
- ① 誓約書（別記様式第1号）
 - ② 判定件数算定表（別記様式第2号）
 - ③ 必要判定員数算定表（別記様式第3号）
 - ④ 配置する構造計算適合性判定員一覧表（別記様式第4号）
 - ⑤ 財産評価額算定表（別記様式第5号）
 - ⑥ 必要とされる財産評価額算定表（別記様式第6号）
 - ⑦ 業務の公正な実施にあたり必要な要件確認表（別記様式第7号）
 - ⑧ 専門家委員の選任状況（別記様式第8号）

- ⑨ 監視委員会の設置状況（別記様式第9号）
- ⑩ 機関省令第31条の8第1項に規定する構造計算適合性判定業務規程（指定後に認可を予定する構造計算適合性判定業務規程（案））
- ⑪ その他3（2）の指定基準を満たしていることが確認できる書類

6 質問及び回答

- （1）質問は文書（様式任意）により行うものとし、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

【提出先】

〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号（北館5階）

広島県都市局建築課構造審査グループ

電話：082-513-4159

メール：tokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

【提出期限】

平成24年2月3日（金）午後5時まで必着とします。

- （2）質問に対する回答は適宜、ホームページ上で行います。

7 申請書類提出方法

上記6-（1）の提出先に、申請書類の持参又は郵送のいずれかの方法にて提出してください。

8 判定機関を決定する方法

上記3に掲げる応募資格及び指定基準に基づき審査し、基準に適合している者を判定機関として指定します。

9 その他の留意事項

- （1）申請書類及び添付資料は、今回の募集のみに使用し、広島県で厳重に管理します。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。
- （2）申請書類及び添付資料は返却できませんので予めご了承ください。
- （3）申請書類等の作成費用等は申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- （4）審査の結果、指定基準に適合すると認められる場合には、速やかに文書により申請者に通知するとともに、県報等により公告します。
- （5）申請書を提出後、指定を受けるまでの間に、申請者の住所又は主たる事務所の所在地、申請者の氏名又は名称、役員等に変更があった場合には、速やかに変更後の申請図書を提出してください。